

教育学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則(以下「学則」という)第12条第3項及び文教大学大学院履修規程第8条の規定に基づき、大学院教育学研究科における授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則に基づいて開講するものとし、単位及び履修年次は、別に定めるカリキュラム表による。

(履修科目)

第3条 授業科目は、当該年次及び下級年次に配当されているものに限り履修することができる。ただし、研究科教授会(以下「研究科」という)による特別な指定がある場合は、この限りではない。

(科目の履修)

第4条 学校教育専攻修士課程の履修方法は、次による。

(1) 必修科目については、14単位を修得しなければならない。

(2) 選択科目については、臨床・教育相談群、発達・評価群、教科教育法群、教育課題群の4群から、3群にわたって16単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、研究科から研究指導上必要と認められた場合には、教育学部の授業科目を聴講することができる。

3 前項による聴講を希望する者は、あらかじめ授業担当者の許可を得るものとし、これによって修得した単位は、課程修了に必要な単位に算入することはできないものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、教育学研究科教授会の議を経て大学院委員会が決定する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。